

今月の主な内容

- 働き方改革推進セミナー案内
- 県立高等技術専門校入校生募集
- 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集
- 9月は障害者雇用支援月間です
- 令和3年度(後期)職業訓練生募集
- 差別のない公正な採用選考を
- 各種助成金、活用してみませんか
- 県労働委員会の労働相談案内
- 鹿児島産業保健総合支援センター案内

2021.8月号

～ふるさとの人材がふるさとで活躍できるように～

働き方改革推進セミナー

要予約!
無 料!

主催 鹿児島県 共催 鹿児島労働局

県と鹿児島労働局が連携し、働き方改革関連法の説明、具体的取組の進め方や支援制度の活用法などについて、事業主向けセミナーを開催します。

※新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で開催する予定ですが、延期又は中止する場合があります。

対象

県内事業所の経営者、人事労務担当者

日時

会場	開催市	会場名	開催日時
①	西之表市	熊毛支庁 本館3階第1会議室 (西之表市西之表7590)	10月6日(水) 13:00～15:00
②	薩摩川内市	北薩地域振興局 会議室棟3階第5会議室 (薩摩川内市神田町1-22)	10月13日(水) 13:00～15:30
③	始良市	始良・伊佐地域振興局 本庁舎4階中会議室 (始良市加治木町諏訪町12)	10月20日(水) 13:00～15:30
④	奄美市	大島支庁 本館4階大会議室 (奄美市名瀬永田町17-3)	10月25日(月) 13:00～15:30
⑤	鹿児島市	かごしま県民交流センター 3階大研修室2 (鹿児島市山下町14-50)	11月4日(木) 13:00～15:30
⑥	鹿屋市	大隅地域振興局 別館2階大会議室 (鹿屋市打馬2丁目16-6)	11月10日(水) 13:00～15:30

受付 各12:30～

定員

鹿児島市の会場は50人、その他の会場は30人 先着順

内容

- 働き方改革関連法、ハラスメント防止対策、その他(育児・介護休業法など)に関する説明 [13:00～14:00]
- 働き方改革の進め方や支援制度の活用法に関する説明(鹿児島働き方改革推進支援センターによる支援事例の紹介、具体的な情報の提供など) [②～⑥ 14:00～14:30]
※①西之表市の会場を除きます。
- 個別相談会 [① 14:00～15:00, ②～⑥ 14:30～15:30]

申込

FAXまたはMailでお申込みください。

FAX: 099-286-5582, Mail: r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

事業所名			
所在地	〒 -		
TEL		FAX	
参加者氏名①		参加者氏名②	
セミナー当日、個別の相談を希望しますか(○, ×で記入)			
参加の会場 (上記6つの会場①～⑥の中から番号をひとつ選択)			

問合せ先

鹿児島県商工労働水産部 雇用労政課 ☎099-286-3017
県ホームページ 「働き方改革推進セミナー」で検索

県立高等技術専門校入校生募集

試験の種類		一般選考試験		推薦選考試験				
		高等学校卒業者等を対象	義務教育修了者等を対象					
校名	吹上校	自動車工学科, 機械整備科	金属加工科	自動車工学科, 機械整備科 金属加工科				
	宮之城校	建築工学科	室内造形科	建築工学科, 室内造形科				
	始良校	情報処理科, メカトロニクス科	-	情報処理科, メカトロニクス科				
	鹿屋校	電気設備科	-	電気設備科				
応募資格		<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を令和4年3月に卒業見込みの方 ・高等学校を卒業された方又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育を修了された方又は同等以上の学力を有すると認められる方 ・令和4年3月に中学校を卒業見込みの方 (C～E日程) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を令和4年3月に卒業見込みの方 ・学校調査書における評定 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">概ね3.5以上</td> <td style="padding: 2px;">自動車工学科 建築工学科 情報処理科</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3.0以上</td> <td style="padding: 2px;">上記以外の科</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・出席率が概ね95%以上の方 ・試験に合格した場合、入校できることを確約できる方 	概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科	3.0以上	上記以外の科
概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科							
3.0以上	上記以外の科							
受付期間		令和3年9月1日(水)～令和4年2月25日(金)		9月1日(火)～9月22日(金)				
		願書締切日	入試選考日	試験会場				
		A日程	10月25日(月)	11月1日(月)				
		B日程	11月25日(木)	12月3日(金)				
		C日程	1月14日(金)	1月24日(月)				
		D日程	2月4日(金)	2月13日(日)				
		E日程	2月25日(金)	3月6日(日)				
選考方法		筆記試験・面接		筆記試験・面接				
提出書類		<p>＜令和4年3月に卒業見込みの方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入校願書(写真貼付) ・学校調査書又は職業相談票(乙票) ※ 職業相談票(乙票)は、中学校卒業見込みの方のみ ・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) <p>＜上記以外の方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入校願書(写真貼付) ・学校調査書又は卒業証明書 ・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) 		<ul style="list-style-type: none"> ・入校願書(写真貼付) ・学校調査書 ・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) ・高等学校長の推薦書 				
提出先		入校を希望する各高等技術専門校 ただし、雇用保険受給資格者等は最寄りの公共職業安定所		入校を希望する各高等技術専門校				

- ※ 入校願書は、各高等技術専門校及び各公共職業安定所のほか、各校のホームページからも取得できます。
- ※ B～E日程の選考試験については、定員に達した科では選考を実施しない場合もありますので、事前に各高等技術専門校のホームページ等でご確認ください。
- ※ E日程の試験会場については、各高等技術専門校へお尋ねください。
- ※ 令和4年3月に中学校を卒業見込みの方は、C～E日程の受験となります。
- ※ 欠員がある場合、令和4年3月中旬から下旬に入校試験を追加で実施する場合があります。詳しくは、各高等技術専門校へご確認ください。

【問合せ先】 ○吹上高等技術専門校 ☎ 099-296-2050 ○宮之城高等技術専門校 ☎ 0996-53-0207
 ○始良高等技術専門校 ☎ 0995-65-2247 ○鹿屋高等技術専門校 ☎ 0994-44-8674
 ○県庁雇用労政課公共訓練係 ☎ 099-286-3021

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞職業能力開発＞県立高等技術専門校入校案内

国立県営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

	建築設計科, グラフィックデザイン科 ○A事務科, 情報電子科 義肢福祉用具科	アパレル科 造形実務科 (知的障害者対象)		
応募資格	高等学校卒業 (卒業見込み者を含む) 及び同等以上の学力を有する障害者	義務教育修了以上の障害者		
訓練期間	1年	1年		
募集期間	区分	募集開始日	募集締切	選考日
	A日程	令和3年8月2日(月)	令和3年9月22日(水)	奄美 令和3年10月12日(火) 熊本・宮崎 10月14日(木) 本校 10月15日(金)
	B日程	令和3年12月10日(金)	令和3年11月25日(木)	令和3年12月10日(金)
	C日程	令和4年1月4日(火)	令和4年2月9日(水)	令和4年2月25日(金)
願書提出先	最寄りのハローワーク ※応募手続き書類は鹿児島障害者職業能力開発校又は最寄りのハローワークにあります。			
選考方法	●筆記試験 (数学, 国語) ●面接			

※B日程以降は、定員に達した科においては、選考を実施しない場合もありますので、事前に下記までお問い合わせください。
 ※訓練の状況や施設の見学を希望される方は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

- 鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206 〒895-1402 薩摩川内市入来町浦之名1432
- 県庁雇用労政課公共訓練係 ☎099-286-3021
- 最寄りのハローワーク

【県HP】 産業・労働 > 雇用・労働 > 職業能力開発 > 鹿児島障害者職業能力開発校

9月は「障害者雇用支援月間」です 障害のある方の雇用にご理解・ご協力をお願いします

県では、毎年9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害のある方の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者雇用問題に関する県民の皆さま、特に事業主の皆さまの関心と理解を一層深めていただくことを目的として、関係機関と共に、様々な障害者雇用支援運動を展開します。

障害のある方の雇用を促進し、職業的な自立を図るため、県民の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



障害者就職面接会

地区	日時	会場	面接会に関する問合せ先
鹿児島	9/24 (金) 10:30-16:00	鹿児島サンロイヤルホテル	ハローワークかごしま 099-250-6071
鹿屋	9/28 (火) 13:00-16:00	ホテルさつき苑	ハローワークかのや 0994-38-7086 ハローワーク大隅 099-482-1265

※新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催する予定ですが、中止となる可能性があります。

なお、9月3日に予定しておりました「障害者雇用支援・激励大会」は、「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、中止いたします。

【問合せ先】

県雇用労政課雇用支援係 電話099-286-3028 / 鹿児島労働局職業対策課 電話099-219-8712
 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部 電話099-813-0132

ハートトレーニング ～急がば学べ～ 令和3年度(後期)職業訓練生を募集

県では、**離転職者の皆さん**に、再就職のための技能・技術を身につけていただく職業訓練を、民間教育訓練機関等へ委託して実施しています。受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への**求職申込が必要**です。

◆講義のほかに企業で1か月間の職場実習を行う訓練コース【訓練期間：4～5か月】

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	訓練 開始日	担当校
IT広告デザイン科 (5か月)	鹿児島市	24	10/28	始良

◆講義のみを行う訓練コース【訓練期間：3か月又は6か月】

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	託児 定員	訓練 開始日	担当校
介護・福祉科【実務者研修】 (6か月)	鹿児島市	24	—	10/29	吹上
	薩摩川内市	24	—	10/15	宮之城
	鹿児島市	24	—	3/8	始良
介護職員養成科 (3か月)	鹿屋市	20	—	12/23	鹿屋
	鹿屋市	20	5	3/29	鹿屋
介護・福祉科【初任者研修】 (3か月)	奄美市	22	—	11/18	吹上
	出水市	20	—	2/10	宮之城
ショップマネジメント科 (3か月)	鹿児島市	24	—	3/1	吹上
ITビジネス科【観光コース】 (6か月)	鹿児島市	20	—	1/20	始良
調理加工科	鹿屋市	15	—	3/3	鹿屋
ビジネス実務科 ※ (3か月)	鹿児島市	24 (10)	15	11/5	吹上
ITビジネス科【WEBデザイン】 (3か月)	垂水市	20	—	12/15	鹿屋
	鹿屋市	24	—	3/25	鹿屋
ITビジネス科【宅建コース】 (6か月)	鹿児島市	24	—	3/30	始良

※「ビジネス実務科」について、定員のうち()内の人数は母子家庭の母等の方を対象に募集します。

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	託児 定員	訓練 開始日	担当校
パソコン・基礎科 (3か月)	南薩地区	24	—	1/13	吹上
	奄美市	24	—	1/28	吹上
	薩摩川内市	24	—	11/9	宮之城
	薩摩川内市	24	—	1/13	宮之城
	薩摩川内市	24	—	3/4	宮之城
	日置市	22	—	12/1	宮之城
	出水市	22	—	10/21	宮之城
	出水市	22	—	2/18	宮之城
	鹿児島市	24	—	1/25	始良
	霧島市	24	—	10/7	始良
霧島市	24	—	2/25	始良	
就職に活かせるパソコン総合科 (3か月)	鹿屋市	24	—	11/19	鹿屋
就職に活かせる パソコン・ビジネス科 (3か月)	志布志市	24	—	10/22	鹿屋
	志布志市	24	—	2/10	鹿屋
パソコン・簿記初級科 (3か月)	鹿児島市	24	10	12/8	始良
ITビジネス科 【総合コース】 (6か月)	鹿児島市	24	—	11/2	始良
	鹿児島市	24	—	2/4	始良
ITビジネス科 【会計事務コース】 (3か月)	鹿屋市	24	—	9/29	鹿屋
	鹿屋市	24	—	2/25	鹿屋
医療事務科 (3か月)	鹿児島市	20	—	12/9	吹上
	薩摩川内市	20	—	10/6	宮之城
	鹿児島市	20	—	3/10	宮之城
	霧島市	20	—	12/3	始良
	鹿屋市	20	—	1/28	鹿屋

【問合せ先】吹上高等技術専門学校 ☎ 099-296-2050 宮之城高等技術専門学校 ☎ 0996-53-0207
始良高等技術専門学校 ☎ 0995-65-2247 鹿屋高等技術専門学校 ☎ 0994-44-8674
【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞職業能力開発＞令和3年度(後期)委託訓練の御案内

障害者の就業に向けた職業訓練の受託企業等募集

国立県営鹿児島障害者職業能力開発校では、障害者の就業促進を図るため、事業所の現場において実践的な業務を訓練する事業主委託訓練の受託企業等を募集しています。

訓練に際しては、訓練現場においてきめ細やかな助言を行う障害者職業訓練コーディネーター等を派遣することができますので、安心して訓練を実施できます。

訓練期間は原則3か月、受託企業への委託料は訓練生1人当たり月額66,000円以内です。

【問合せ先】鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206
県庁雇用労政課公共訓練係 ☎099-286-3021

差別のない公正な採用選考をお願いします

「就職」は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど、生きていく上で極めて重要な意義をもっています。

このため、雇用主は、応募者に広く門戸を開いた上で、本人の適性と能力のみを基準とした「公正な採用選考」を行うことが必要です。

本人に責任のない事項（出生地や家庭環境など）、本来自由であるべき事項（宗教、尊敬する人物など、思想・信条に関わることを）を質問したり、エントリーシート等に記載させたりすることは、就職差別につながるおそれがありますので、「基本的人権」を十分尊重した公正な採用選考を実施するよう、積極的な取組をお願いします。



採用方針・採用計画のチェックポイント

- 採用方針、採用予定の職種、人員が計画的・合理的に定められていますか？
- 求人条件に適合する全ての人に応募できる原則が確立されていますか？
- 本人の適性、能力以外のことを採用の条件にしていますか？

選考基準・選考方法のチェックポイント

- ◆ 職務遂行能力を基礎とした公正な基準や公正な評価方法がとられていますか？
- ◆ 応募者の適性や長所を見出すような配慮がされていますか？
- ◆ 合理的、客観的に必要性のない健康診断を実施していませんか？

面接のチェックポイント

- 面接によって判断する目標が明らかになっていますか？
- 外面的な容姿、態度等にとらわれず、客観的に判断できる方法、基準が確立されていますか？
- 質問内容について、十分検討がなされていますか？
- 面接担当者には、適切な人が選定されていますか？（面接技術、観察力、言葉が明瞭、偏見がない、感情に左右されない等）

【問合せ先】 鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課
電話 099-219-8711

パワーハラスメント対策に取り組んでいますか

～中小企業は令和4年4月から義務となります～

職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。中小企業は、令和4年4月から義務となります。速やかに取組を進めてください。

鹿児島労働局雇用環境・均等室 電話：099-223-8239

施行時期

大企業は
令和2年6月1日

中小企業は
令和4年4月1日
(令和4年3月31日
までは努力義務)

すべての事業主
令和2年6月1日

パワーハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置（指針の内容）

- 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 3 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- 4 1から3までの措置と併せて講ずべき措置

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由として、事業主が解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止

書定止パ
の・対ワ
例周策ハ
は知のラ
、文規防

鹿児島労働局ホームページ
→各種法令・制度・手続き
→雇用均等関係
→男女の雇用均等・両立支援
「ハラスメント防止のための社内対応例」



他社の取組、社員研修資料・動画などは..

ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
NO ハラスメント **あかるい職場応援団**



事業主の皆さまへ（全企業が対象です） 鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

改正育児・介護休業法が令和3年6月3日に成立しました。詳細は追って省令等で定められます。

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	＋ 現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可

（注）新制度についても育児休業給付の対象となります。

② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

※ 休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施を認めないことを定める予定です。

③ 育児休業を分割して取得できるようになります

改正前

- 原則分割することはできない
- 1歳以降に育休を延長する場合、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定

改正後

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- （新制度とは別に）分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化

④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

改正前

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない（育児休業の場合）

改正後

施行日：令和4年4月1日

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
※ 無期雇用労働者と同様の取り扱い

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。

各種助成金、活用してみませんか？

【産業雇用安定助成金】

●新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により従業員の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

●助成内容

＜出向運営経費＞

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練等の経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

＜出向初期経費＞

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

【トライアル雇用助成金】

●新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース

●新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース

新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間の試行雇用を行う事業主に対して助成することにより、離職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度です。

＜対象労働者の要件＞

次の要件を満たした上で、ハローワーク等の職業紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ①令和2年1月24日移行に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職
- ②紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている
- ③紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

ご相談は、県内のハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（TEL099-219-8713）へお問い合わせください。

中小企業事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、
労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる
中小企業事業主を支援します！

助成対象となる取組	① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ② 外部専門家によるコンサルティング ③ テレワーク用通信機器の導入・運用 ④ 労務管理担当者に対する研修 ⑤ 労働者に対する研修	
助成対象となる取組の実施期間	テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで <small>※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施</small>	
評価期間	機器等導入助成	計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月 <small>※評価期間の始期は事業主が設定</small>
	目標達成助成	評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した 日から起算した3か月間

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成	② 目標達成助成
支給要件 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。 ● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ● 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする 	支給要件 <ul style="list-style-type: none"> ● 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 ● 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 ● 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。
支給額 <p style="text-align: center;">支給対象経費の30%</p> <small>※以下のいずれか低い方の金額が上限額</small> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数 	支給額 <p style="text-align: center;">支給対象経費の20%（35%）</p> <small>※以下のいずれか低い方の金額が上限額</small> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数

※（）内は生産性要件を満たした場合に適用

ご利用の流れ等については厚生労働省ホームページもご確認ください

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

他の助成金制度につきましては、鹿児島労働局ホームページの「各種助成金について」から、または厚労省ホームページの「政策について」>「各種助成金・奨励金等の制度」からご確認ください。

お問い合わせ先 鹿児島労働局 雇用環境・均等室 電話099-223-82



厚労省HPへは
こちらのQRコードからも
アクセス可能です。

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金

事業目的

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請される入国後一定期間の待機など、外国人技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援します！

補助事業者

外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者

補助対象経費・補助金額

次に掲げる経費のうち、令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)までの間に、外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和4年2月28日(月)までに補助事業者において支払いがなされたもの(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

(1) 外国人材が日本への入国後に要請される一定期間の待機に係る宿泊費	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限10万円)
(2) 外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限3万円)

上記(1)、(2)を合わせて1事業者当たり100万円を上限とします(千円未満切り捨て)。
※ 国、市町村等による他の補助金を申請した補助対象経費は補助対象外です。

申請期間

申請期間は、補助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日に応じて、以下の通りとします。

入国が完了又はPCR検査が完了した日	申請期間 ※各日とも17時必着
令和3年4月1日から令和3年5月16日	令和3年5月17日から令和3年7月16日
令和3年5月17日から令和3年12月27日	入国が完了又はPCR検査が完了した日から2か月後の日 ※閉庁日にあたる場合はその直後の開庁日を期限とします。
令和3年12月28日から令和4年2月28日	令和3年12月28日から令和4年2月28日

※ 本事業は執行管理の観点から、申請事業者における入国後の事務処理及び郵送に係る期間を考慮した上で、申請期限を設定しています。入国時期等によっては申請期間が短い場合もありますがご了承ください。

申請書等の入手方法

申請書の様式及び申請要領は、鹿児島県のホームページに掲載しています。

鹿児島県 外国人材受入支援 補助金



鹿児島県HP

申請先及びお問合せ先

鹿児島県 外国人材受入活躍支援課 補助金申請窓口

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-3320(直通) 受付時間 9時～17時(土日祝・年末年始除く)

電話でも相談できます！

令和3年度

相談専用ダイヤル 099-286-3943

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

8月29日に県庁15階労働委員会で開きます！

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【大学教授・弁護士、労働組合役員、会社経営者】がお受けします。（秘密厳守，無料）

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

○ 日時 令和3年8月29日（日）

午前10時～午後4時（受付：午後3時30分まで）

○ 場所 県庁15階（県労働委員会）（鹿児島市鴨池新町10番1号）

エレベーターで15階までおいでください。

※ 新型コロナウイルスの感染防止のため、開催方法等を変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。



※スマホサイトはこちらから



《お問合せ・予約先》

鹿児島県労働委員会事務局

鹿児島市鴨池新町10-1 県庁15階

相談専用ダイヤル：099（286）3943

*8時30分～17時15分

ただし

土・日・祝祭日・年末年始を除く。

* 毎月第4火曜日は定期相談会を行っています。

* 11月は24日（水）

* 12月は21日（火）

さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

近年の社会情勢、労働環境の急激な変化に伴い、仕事や職業生活に関する強いストレスを感じる労働者の割合は高くなっています。

さんぽセンターでは、職場のメンタルヘルス対策の体制づくりなど、事業者に対する総合的な支援を無料で行っています。労働者の健康管理のために、ぜひさんぽセンターをご活用ください！



メンタルヘルス対策支援内容（一部）

「心の健康づくり計画」の策定

さんぽセンターのメンタルヘルス対策促進員※1の助言・指導を受けて「心の健康づくり計画」を作成・実施した場合、助成金（1企業または1個人事業主当たり100,000円を1回限り）が受けられます。

※1 産業カウンセラーや社会保険労務士などの専門スタッフ



メンタルヘルスに関する研修の実施

労働者のメンタル不調を早期に発見して改善するための「管理監督者向けメンタルヘルス教育（ラインケア研修）」や、就労して間もない若年層の「若年労働者向けメンタルヘルス教育（セルフケア研修）」を無料で実施しています。



ストレスチェック制度に係る支援

さんぽセンターのメンタルヘルス対策促進員が、ストレスチェック制度の導入に関して、事業場の状況にあった具体的な支援を行います。



メンタル不調者の職場復帰支援

メンタルヘルス不調で休業している労働者の職場復帰を支援します。休業している労働者が円滑に職場復帰するために、職場復帰支援プログラムを策定しておくことをおすすめします。



管理監督者、人事労務担当者、産業保健スタッフ等を対象としたメンタルヘルス対策関係のWebセミナーも開催しています！

詳しくはHPをご覧ください ▶▶▶

鹿児島産保 検索



【問い合わせ先】



独立行政法人 労働者健康安全機構

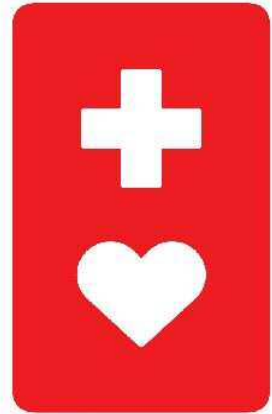
鹿児島産業保健総合支援センター（☎ 099-252-8002）

ヘルプマークとは？

外見では、援助等が必要なことが分からない方々が、周りの人に支援が必要であることを知らせ、障害等の特性に応じた支援を受けやすくするためのマークです。

県では、これまでのヘルプカードに加え、新たにストラップ型のヘルプマークを配布しています。

このマークを見かけたら、電車・バス内では席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、できる範囲での手助けをお願いします。



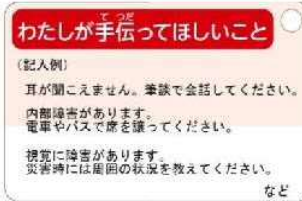
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助等が必要なことが分からない方で、日常生活や災害時などにおいて、配慮や支援を必要とする方

★障害の有無、障害者手帳の有無は問いません



ヘルプマーク(ストラップ型)
カバン等に掲示して、
支援が必要なことを伝える
ことができます。



ヘルプカード
裏面に支援してほしい
ことを書き込めます。

ヘルプマークを知っていますか？
あなたの支援が必要です



ヘルプマーク・ヘルプカードの配布窓口

- ・市町村窓口
- ・県地域振興局、県支庁・事務所
- ・ハートピアかごしま
- ・県障害者支援室(郵送による配布も可能)



詳しくは、県ホームページをご覧ください。

鹿児島県 ヘルプマーク

検索

○お問い合わせ先○

鹿児島県暮らし保健福祉部障害者支援室

TEL:099-286-2746

FAX:099-286-5558